

財務省告示第二百七十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十八年六月十二日に発行した割引短期国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成十八年七月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百二回）

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治
三十九年法律第六号）第五条第
一項

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。）の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

イ 価格競争
入札発行
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金					七 払 込 金 額					六 発 行 額														
		行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争	価 格 競	払 込 金 額	行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争	価 格 競	行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場		
平成十八年六月十二日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円			六 千 六 十 一 億 八 千 六 百 九 十 五 万	九 百 六 十 一 億 八 千 六 百	一 兆 八 千 九 百 九 十 三 億 七 千 六 百						額 千 万 円 金 額 で 九 百 六 十 四 億 円	額 千 万 円 金 額 で 一 兆 九 千 三 十 五 億 八								込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応

